

令和3年度

財政援助団体等監査報告書

小美玉市監査委員

令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

監査日	監査対象課所
令和4年 2月3日	公の施設：小美玉市美野里シビック・ガーデン 所管課：産業経済部 農政課 指定管理者：一般財団法人 小美玉農業公社

2 監査範囲

令和2年度に公の施設の指定管理者が行った当該施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指定管理者に係る事務の執行状況

3 実施期間

令和4年2月3日（木）

4 重点監査項目

次の点を重点項目として監査を行った。

- (1) 委託料等の請求及び交付は適正に行なわれているか。
- (2) 事業運営は目的に沿って適切かつ効率的に行われているか。
- (3) 会計経理は適正に行われているか。

5 監査の方法

監査は、財政援助に係る出納その他の事務について、「委託料の目的・条件に沿った事業が行われているか。」「委託料に係る出納、その他の事務が適正かつ効率的に行われているか。」を主眼に関係資料及び関係書類等を検証するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどして実施した。

6 提出書類

◆資料 【産業経済部 農政課】

- 1 財政援助団体等監査資料（所管課）
- 2 所管部課関係
- 3 小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
- 4 小美玉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- 5 小美玉市指定管理者選定委員会規程
- 6 小美玉市美野里シビック・ガーデン条例
- 7 小美玉市美野里シビック・ガーデン条例施行規則
- 8 令和2年度課別科目別歳出予算執行状況
- 9 小美玉市美野里シビック・ガーデン指定管理者関係事務報告

◆資料 【一般財団法人 小美玉農業公社】

- 1 財政援助団体等監査資料（対象団体）
- 2 令和2年度事業報告書
- 3 令和2年度シビック・ガーデン農園使用者名簿
- 4 一般財団法人 小美玉農業公社定款
- 5 一般財団法人 小美玉農業公社組織
- 6 一般財団法人 小美玉農業公社会計規程
- 7 一般財団法人 小美玉農業公社事務決裁規程
- 8 令和2年度 一般財団法人 小美玉農業公社決算報告書

第2 監査の結果

1 所管課（産業経済部 農政課）

（1）出資等の状況

- ① 名称 一般財団法人 小美玉農業公社出捐金
- ② 出資額 50,000,000円
- ③ 出資目的 小美玉市における農業構造の改善に関する事業を行うことによって、農業の近代化と生産性の向上を図り、もって農業者の経済的・社会的地位を高めるとともに、農業の振興に寄与することを目的とする。

（2）団体の指導監督状況（令和2年度）

令和2年4月1日 小美玉市美野里シビック・ガーデン管理に関する年度協定を締結。当該年度における管理業務委託の決定。

- 5月12日 収支決算監査及び公益目的支出計画実施報告書の監査を実施
- 5月28日 評議員会において事業報告及び収支決算の審査、事業計画及び収支予算の決定
- 令和3年3月31日 シビック・ガーデン施設維持管理及び運営業務委託について、業務委託完了検査を実施

(3) 指定管理の状況 (令和2年度)

- ① 施設の名称 小美玉市美野里シビック・ガーデン
- ② 指定管理者 一般財団法人 小美玉農業公社
- ③ 指定期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日 (5年間)
- ④ 施設の設置目的 都市と農村の交流及び地域農業の振興
- ⑤ 委託料 各年 1,018,518円 (財源内訳 一般財源)
- 算定基礎
- | | | |
|----|-----------------|------------|
| 収入 | 指定管理料 | 1,018,518円 |
| | 貸農園使用料 | 1,618,482円 |
| | 計 | 2,637,000円 |
| 支出 | 栽培指導員臨時雇賃金 | 1,151,000円 |
| | 管理費 (燃料費, 修繕費等) | 1,486,000円 |
| | 計 | 2,637,000円 |
- ⑥ 業務内容 貸農園、バーベキュー施設、管理棟、研修室の管理運営
- ⑦ 課題等 高齢化の進展による貸農園の返却数の増加

2 指定管理者 (一般社団法人 小美玉農業公社)

(1) 団体の概要 (令和3年4月1日現在)

- ① 団体名 一般財団法人 小美玉農業公社
- ② 代表者名 理事長 船見 信治
- ③ 設立年月日 平成6年3月15日 (移行日 平成26年4月1日)
- ④ 基本財産額 60,000,000円
- ⑤ 設立目的 小美玉市における農業構造の改善に関する事業を行うことによって、農業の近代化と生産性の向上を図り、もって農業者の経済的・社会的地位を高めるとともに、その他必要な事業を行い、農業振興及び地域の活性化に寄与する。

(2) 職員、役員等の状況 (令和3年4月1日)

① 職員	市職員	4名
	団体職員	1名
	臨時職員	4名
	合計	9名
② 役員等	理事	12名
	評議員	11名
	監事	2名
	合計	25名

(3) 主な事業内容 (令和2年度)

① 自主事業

ア. 農作業受委託推進事業

◇農作業受託者の組織強化を図るため、高齢農家及び兼業農家等からそばの作付け作業を受託

イ. 農地流動化事業

◇高齢農家や兼業農家が所有する農地の遊休農地解消及び規模拡大農家の農作業の効率化や農業経営安定化を図るため、農地利用集積円滑化事業・農地中間管理事業を実施

② 委託事業

ア. シビック・ガーデン管理受託事務

◇小美玉市から委託され指定管理者となり、美野里シビック・ガーデンの管理業務を実施

イ. 花の香る里づくり事業

◇小美玉市から委託され、希望ヶ丘公園周辺水田へのコスモスの種まき及びコスモス畑の管理業務を実施

ウ. 農業経営基盤強化事業

◇小美玉市から委託され、市基本構想に適合した農地利用集積計画を作成

(4) 財政状況等

貸借対照表

(単位：円)

区 分	令和2年度 決算額	令和元年度 決算額	比 較	
			増 減	比 率
資産の部	67,097,060	69,140,302	△2,043,242	△3.0%
負債の部	705,686	411,949	293,737	71.3%
正味財産の部	66,391,374	68,728,353	△2,336,979	△3.4%

正味財産増減計算書 経常増減の部

(単位：円)

区 分	令和2年度 決算額	令和元年度 決算額	比 較	
			増 減	比 率
経常収支	61,800,376	62,718,533	△918,157	△1.5%
経常費用	63,992,697	65,848,737	△1,856,040	△2.8%

正味財産期末残高	66,391,374	68,728,353	△2,336,979	△3.4%
----------	------------	------------	------------	-------

(5) 指定管理業務の概要

- ① 指定管理受託業務名 シビック・ガーデン施設維持管理及び運営業務
- ② 施 設 の 名 称 小美玉市美野里シビック・ガーデン
- ③ 業 務 の 内 容 小美玉市美野里シビック・ガーデンの維持管理
- ④ 指 定 期 間 平成29年4月1日～令和4年3月31日
- ⑤ 管 理 運 営 実 績

貸農園全225区画（190区画貸出・35区画実験栽培）

農園利用者実績	利用者数	64人
	うち市内	58人（90.6%）
	うち市外	6人（9.4%）
研修館利用実績	利用団体数	8団体（35名）
バーベキュー施設	利用団体数	10団体（159名）

(6) 指定管理業務の収支状況 (令和2年度)

(単位:円)

【収入(a)】

項 目	当初予算額 ①	収入決算額 ②	差 引 ②-①
(1) 指定管理料	1,019,000	1,018,518	△482
(2) 農園利用料	1,050,000	983,510	△66,490
(3) 自主事業収入	0	0	0
(4) 繰越金	0	0	0
(5) 管理機貸出, 追肥堆肥代等	180,000	157,710	△22,290
計	2,249,000	2,159,738	△89,262

【支出(b)】

項 目	当初予算額 ①	支出決算額 ②	差 引 ②-①
(1) 臨時雇賃金	1,151,000	1,034,025	△116,975
(2) 光熱水費	584,000	509,632	△74,368
(3) 修繕費	110,000	6,996	△103,004
(4) 委託料	285,000	297,500	13,300
(5) その他(消耗品費等)	502,000	367,981	△134,019
(6) 事業費	0	0	0
計	2,632,000	2,216,134	△415,066

収支(a-b)	△383,000	△56,396	325,804
---------	----------	---------	---------

3 監査の結果

提出された関係書類等の審査により監査を実施した結果、委託料及び委託事業の内容、施設の維持管理等において、担当所管課及び当該団体の出納、その他の事務の執行について、おおむね適正に処理されていると認められた。また、所管課である農政課と小美玉農業公社の事務事業については、それぞれ努力して執行されている姿が見受けられた。

なお、事務処理上の一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

農政課から提出された資料の数字と農業公社から提出された資料の数字に齟齬が見受けられた。特に関連する箇所については誤りのない資料作りを求める。

指定管理については、条例・規則等に基づいて実施されたい。特にシビック・ガーデンの管理に関する基本協定書には、指定管理料の支払いについて別途「年度協定」に定めるものとするところあり、毎年度「年度協定」が締結されているが、指定管理料の額については指定期間中同一というものではない。農業公社から提出される事業報告や次年度の事業計画・収支計画を十分加味したうえで、年度協定を締結していただきたい。